

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年4月12日	文化タクシー株式会社(法人番号1290001004805)代表者副田小百合	本社営業所	輸送施設の使用停止 (37日車) 文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和5年9月12日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(運輸規則第21条第5項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4	4	4
	福岡県福岡市城南区南片江1丁目28番地27号	福岡県福岡市城南区南片江1丁目89-1							
令和6年4月25日	高下 弘	TAKASHITA-TAXI営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	道路運送法第27条 第3項	令和6年1月17日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2)	2	2	2	2
	福岡県北九州市小倉南区	福岡県北九州市小倉南区							